# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年4月18日提出 |
| 【計算期間】 | 第19期(自 2021年1月20日至 2022年1月19日) |
| 【ファンド名】 | 第１回　野村短期公社債ファンド |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井　秀仁 |
| 【連絡場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象[※1]とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。
◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
◆各期毎に、各期初の日本円1年金利[※2]の水準を上回る投資成果を目指します。
◆日本円1年TIBORをベンチマークとします。

※1　ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー　マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
※2　各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。
当期初の日本円1年金利は、日本円1年TIBORとします。

**■信託金の限度額■**

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

**＜商品分類＞**

**一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。**
**なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。**

（第１回　野村短期公社債ファンド）

≪商品分類表≫

| 単位型･追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 単 位 型<br><br>追 加 型 | 国　内<br><br>海　外<br><br>内　外 | 株　式<br><br>債　券<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>（　） |
| | | 資産複合 |

≪属性区分表≫

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　）<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>（投資信託証券<br>（債券 一般））<br><br>資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回<br><br>年6回<br>（隔月）<br><br>年12回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　） | グローバル<br><br>日本<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ | あり<br>（フルヘッジ）<br><br>なし |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2003年1月22日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

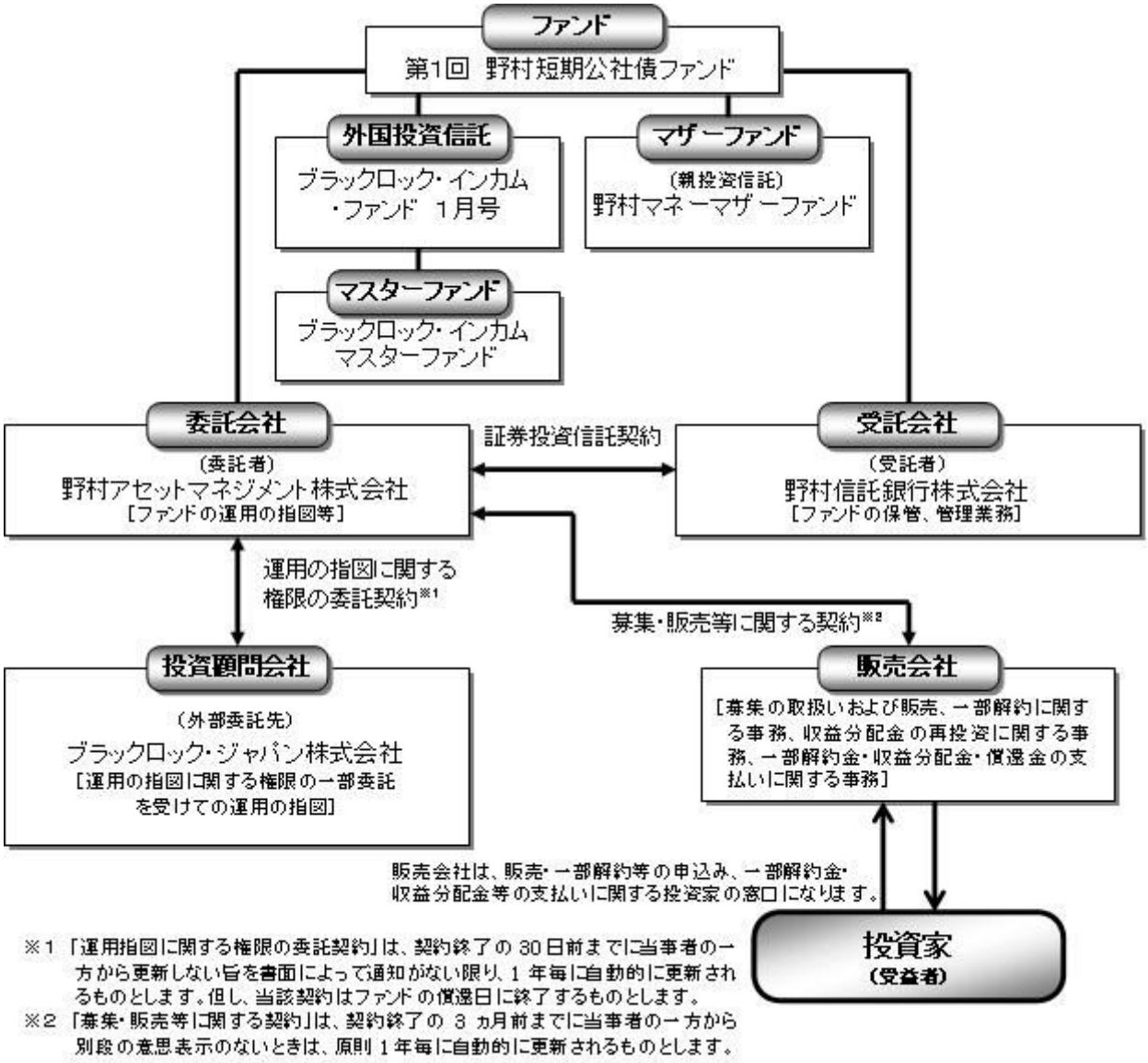


**■ファンド・オブ・ファンズ方式について■**

ファンドは「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」および「野村マネー　マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

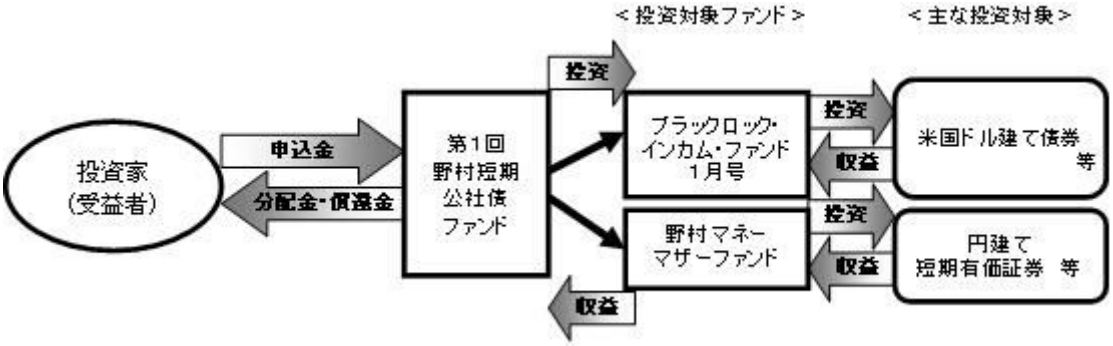

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」は、実際は「ブラックロック・インカム　マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。

■委託会社の概況(2022年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1959年12月１日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1997年10月１日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 2000年11月１日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

（参考）

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関（「株式会社証券保管振替機構」とします。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 2【投資方針】

（1）【投資方針】

**[1]「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」への投資を通じて主に収益性の追求を図り、「野村マネー　マザーファンド」への投資を通じて主に流動性の確保を図ります。**

◆「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」および「野村マネー　マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

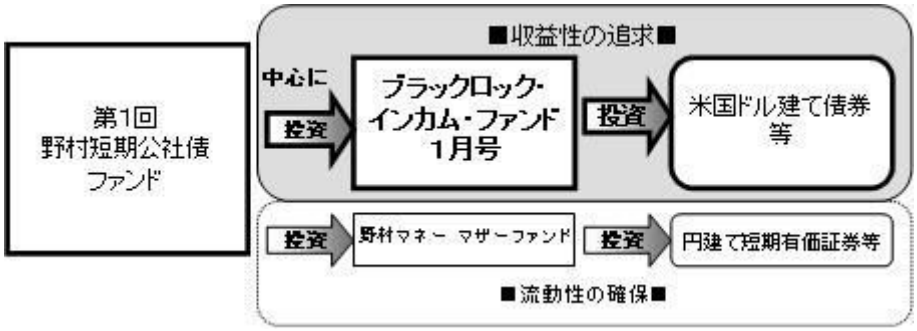


・「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」は、実際は「ブラックロック・インカム　マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」および「ブラックロック・インカム　マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。

・「野村マネー　マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは「(参考)[3]マザーファンドの概要」をご参照ください。

**[2]ファンドの実質的なポートフォリオの主な特徴は以下の通りです。**

| | |
|---|---|
| 金利変動リスク | ・ポートフォリオのデュレーションは、通常、－0.5年～＋1.75年の範囲内に維持することを基本とします。 |
| 信用リスク | ・ポートフォリオの平均格付は、通常、A＋以上とします。<br>・主として投資時点において、BBB－相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。<br>・投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B－相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。 |
| 為替リスク | ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。 |

※詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」および「ブラックロック・インカム　マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。

**[3]各期毎に、各期初の日本円1年金利※の水準を上回る投資成果を目指します。**

◆各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。

※当期初の日本円1年金利は、日本円1年TIBORとします。なお、ファンドは、日本円1年TIBORをベンチマークとします。

**[4]「ブラックロック・ジャパン株式会社」に運用の指図に関する権限の一部を委託します。**

**◆運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。**

◆ 委託する範囲　：外国投資信託受益証券の運用
◆ 委託先名称　：ブラックロック・ジャパン株式会社
◆ 委託先所在地　：東京都　千代田区
◆ 委託に係る費用　：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年10,000分の9以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年10,000分の9の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 500億円以下の部分 | 年10,000分の3 |
| 500億円超の部分 | 年10,000分の2 |

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など）を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。

※ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」(ケイマン諸島籍)および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー　マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

| | |
|---|---|
| 米国の国債・政府機関債 | 米国および米国の政府機関によって発行される債券 |
| MBS | 個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券 |
| CMBS | 産業・倉庫不動産、オフィスビル、店舗およびショッピング・モール、集合住宅、共同アパートメント、ホテルおよびモーテル、養護施設、病院、老人ホームおよび農業施設等の商業用不動産を担保にしたローン債権を裏付けとして発行される債券 |
| ABS | クレジットカード債権、自動車ローン、ホームエクイティローンなどの債権を裏付けとして発行される債券 |
| 社債 | 企業等によって発行される債券 |

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から運用の権限委託を受けた者を含みます。以下、「③金融商品の指図範囲」から「第1　ファンドの状況　2　投資方針　(5)投資制限」までにおいて同じ。)は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるBlackRock　Income　Fund　January　Series(以下「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」といいます。)および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー　マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)

[1]投資対象とする外国投資信託について

**《ブラックロック・インカム・ファンド　1月号の概要》**

◆米国のBlackRock　Financial　Management　Inc.(ブラックロック　ファイナンシャル　マネジメント　インク：ブラックロック社)が運用を行なう、ケイマン諸島籍の外国投資信託です。

◆主として「ブラックロック・インカム　マスターファンド」受益証券への投資を通じて、米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年TIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。

※「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」は、実際は「ブラックロック・インカム　マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。従って、以下特に断りのない限り、「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」による「米国ドル建ての債券等」への投資についての記述は、「ブラックインカム・マスターファンド」への投資を通じたものを含む実質ベースでの記述です。

◆ポートフォリオの構築に当たっては、ブラックロック社が培った債券運用のノウハウを活用します。

■ブラックロック社は以下の点に重点をおいた投資戦略および意思決定プロセスを用います■

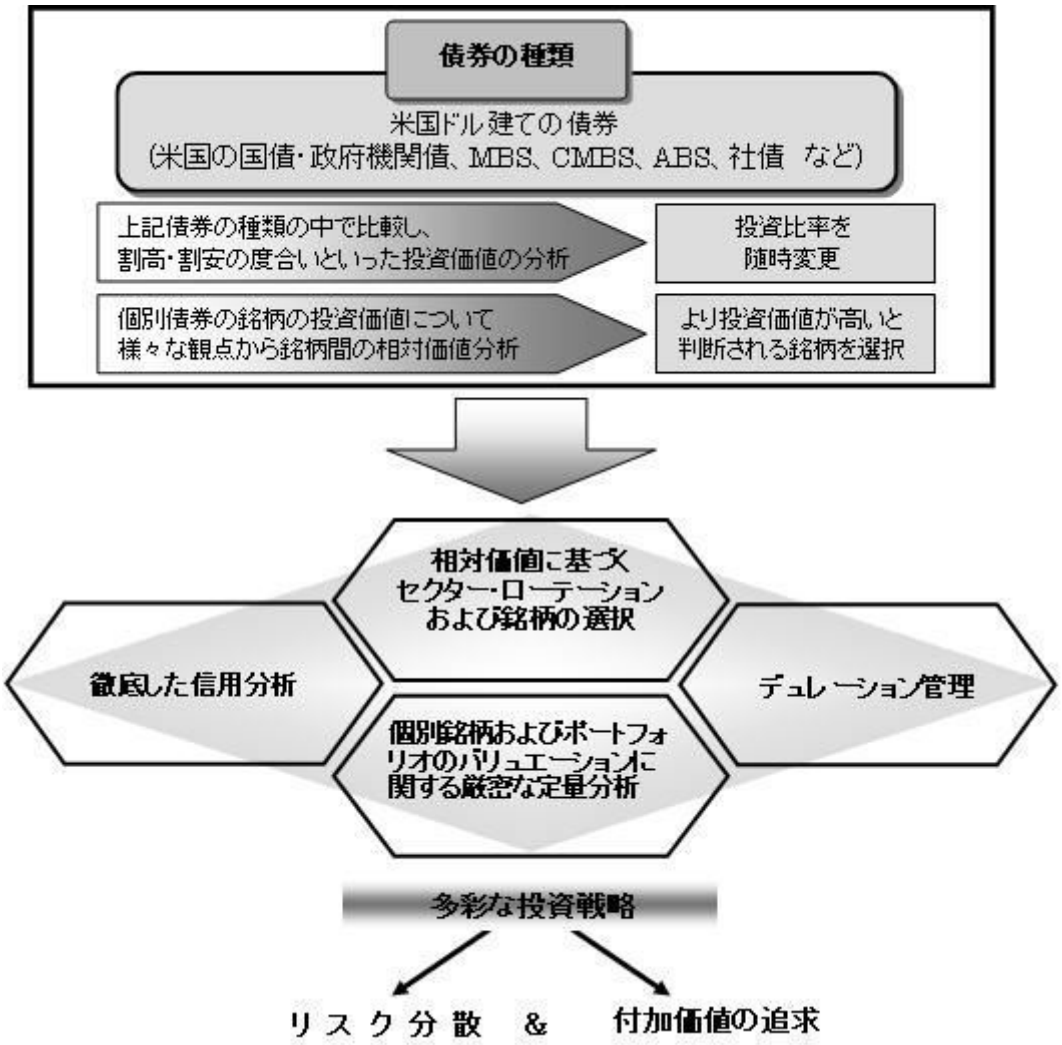


◆ポートフォリオの平均格付は、通常、A＋以上とします。

◆主として投資時点において、BBB－相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。

・投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、Ｓ＆Ｐ社またはフィッチ社のいずれかからBBB－もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社(ブラックロック社)がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。

・投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B－相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。

・格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。

◆ポートフォリオのデュレーションは、通常、－0.5年～＋1.75年の範囲内に維持することを基本とします

す。

◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。

・通貨エクスポージャー(為替変動リスクにさらされている部分)に関する基本的な方針は、日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーを為替先渡取引、その他のデリバティブ取引を用いて日本円にヘッジすることです。

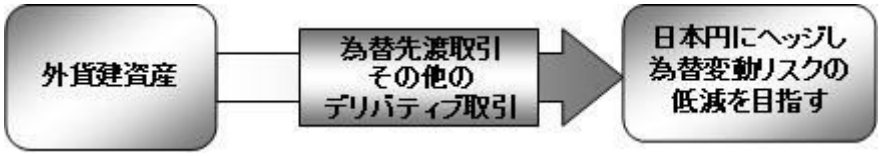


※外貨建資産について、常時100%ヘッジできるとは限らないため、為替変動リスクが全く排除されるわけではありません。

**≪ブラックロック社について≫**

ブラックロック社の債券運用スタイル

◆BlackRock Financial Management Inc.(ブラックロック　ファイナンシャル　マネジメント インク：ブラックロック社)は、顧客のリスク許容度や運用ニーズ、ベンチマークに応じた幅広い債券運用商品を提供しています。

・金利変動リスクを厳格に維持・管理

・相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーション

◆その運用スタイルは、金利の方向性・タイミングに多くを依存せず、デュレーション(金利変動リスク)を一定範囲内に厳格に維持・管理した上で、相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーションを行なって運用することにあります。

ブラックロック社の債券運用プロセス

◆下記の分析・管理に基づいて、経験と専門性を有するポートフォリオ・マネージャーが投資判断を行ないます。

・相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択

・デュレーション(金利変動リスク)の管理

・証券やポートフォリオの厳密な定量的価値分析

ブラックロック社の会社概要

ブラックロック社は、ブラックロック・インク(BRI)の完全保有子会社です。BRIは、NY証券取引所に上場されています。BRIは、その様々な資産運用子会社(総称して「ブラックロック」といいます。)を通じて投資運用サービスを提供しています。

設　　立　：1988年

事業内容　：世界中の顧客に、債券・短期金融資産・株式の運用およびオルタナティブ投資のサービスを提供しています。加えて、資本市場に関する知識および専門技術を独自のリスク・マネジメントのシステムおよびテクノロジーと結合させた、リスク・マネジメント・サービスの主要な提供者でもあります。ブラックロック社は、グローバルな投資運用およびリスク・マネジメントのサービス提供における最大手の1つです。

[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」および「ブラックロック・インカムマスターファンド」の投資目的等について

**ブラックロック・インカム・ファンド1月号（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）**

※「ブラックロック・インカム・ファンド1月号」は、「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。

| ＜運用の基本方針＞ | |
|---|---|
| 主要投資対象 | 米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など） |
| 投資方針 | ・主として「ブラックロック・インカム マスターファンド」受益証券（以下「マスターファンド」と言います。）への投資を通じて、米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など）により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年TIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。<br>・ポートフォリオの平均格付は、通常、A＋以上とします。<br>・主として、投資時点において、BBB－相当以上の格付を有する公社債（投資適格格付公社債）に投資します。<br>▲投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、Ｓ＆Ｐ社またはフィッチ社のいずれかからBBB－もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社（ブラックロック社）がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。<br>▲投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B－相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。<br>・ポートフォリオのデュレーションは、通常、－0.5年～＋1.75年の範囲内に維持することを基本とします。<br>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。<br>・デリバティブの実質的な利用は、ヘッジ目的に限定しません。 |
| 主な投資制限 | ファンドにおいては、以下の投資は行ないません。<br>1. 不動産の購入。<br>2. 商品、商品先物および商品に係るオプションを含む取引への参加。<br>3. 証券の引受け。<br>4. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に投資すること。<br>マスターファンドにおいては、上記1～3に加えて以下の投資は行ないません。<br>1. マスターファンドの総資産の5%を超えて、単一発行体へ投資すること。ただし、現金等価の投資対象、米国国債等および米国政府およびその政府機関によって発行または保証されているMBSへの投資に関しては、この限りではありません。<br>2. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に純資産総額の30%を超えて投資すること。 |
| 収益分配方針 | 年1回、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。 |
| 償還条項 | 受益者の利益に反する場合、受益者による償還決議がなされた場合、その他、やむを得ない事情が発生した場合等には、ファンドを償還する場合があります。 |
| ＜主な関係法人＞ | |
| 受託会社 | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 投資顧問会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク |
| 管理事務代行会社<br>保管銀行 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |
| ＜管理報酬等＞ | |

| | |
|---|---|
| 信託報酬 | 純資産総額の0.25%以内の率（年率）<br>2022年1月20日以降適用する信託報酬率は純資産総額の0.12%以内の率とします。 |
| 申込手数料 | なし |
| 信託財産留保額 | なし |
| その他の費用 | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。
＊上記は2021年12月3日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考＞

**投資先ファンドの投資顧問会社の運用の体制等について**

金利リスク、コンベクシティ、期間構造、クレジット（信用）リスク、流動性リスクおよびセクター配分に関する決定を投資戦略グループ（ＩＳＧ）が行います。

ポートフォリオの運用は、チーム体制で行われます。主要ポートフォリオ・マネージャーは、各ポートフォリオのポートフォリオ構築プロセスを管理し、ガイドラインの範囲内でＩＳＧの基本戦略を実行します。ポートフォリオ・マネージャーは一つまたは複数のセクターの専門家（セクタースペシャリスト）であり、個別ポートフォリオの戦略を策定・実行します。

債券の売買執行は、ポートフォリオ・マネージャーが行いますが、ポートフォリオ・マネジメント・チームのために執行するトレーダーによって行われる場合もあります。

債券取引はコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析及び管理等のサポートをリスクマネジメント・チームが行っています。

[3]マザーファンドの概要

(野村マネー　マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー　マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

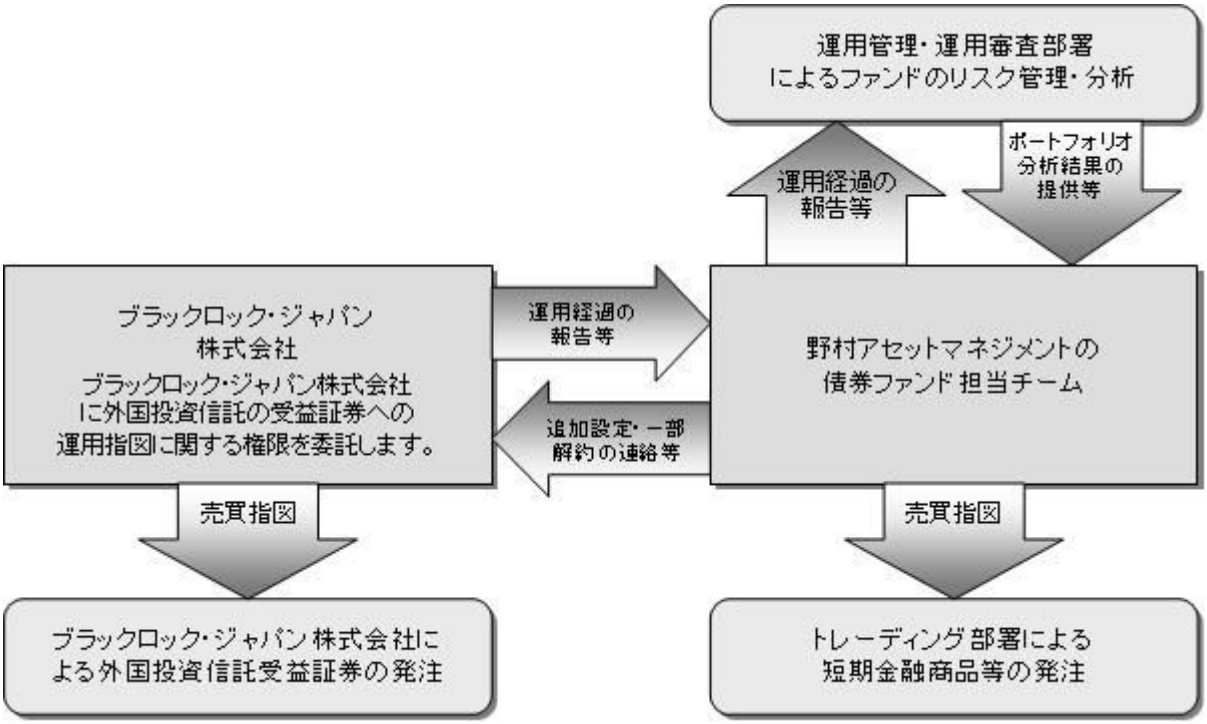


当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

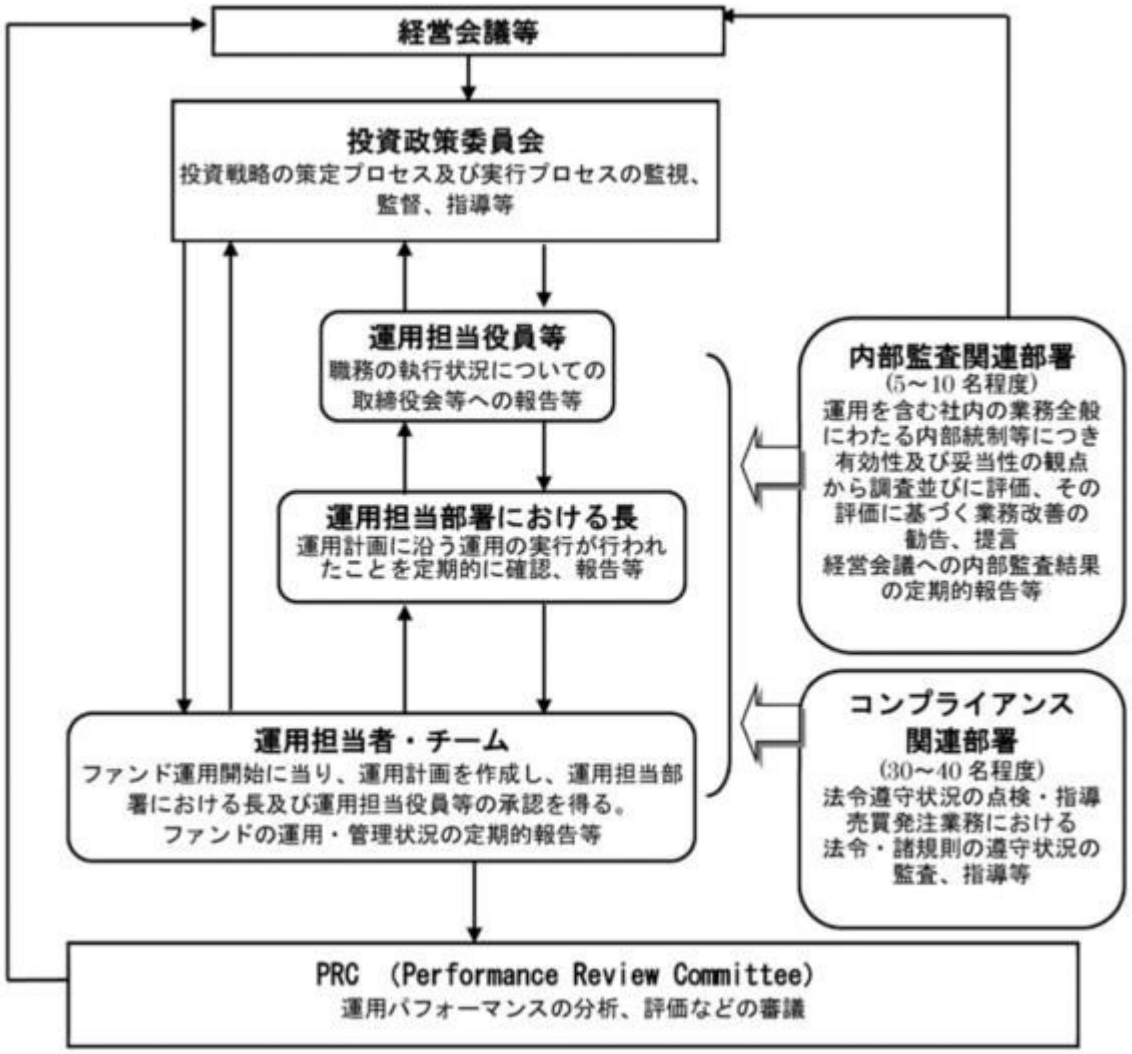


≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として短期金利の水準および基準価額の水準等を勘案しながら安定分配を行ないます。

※上記の短期金利の水準とは、当期初の日本円1年TIBORの水準とします。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として1月19日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

④デリバティブの利用(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

⑤株式への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑥公社債の借入れ(約款第24条)

(ｉ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第32条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

## 3【投資リスク】

**≪基準価額の変動要因≫**

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

**[債券価格変動リスク]**

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドは一部相対的に格付の低い債券へ投資を行ないますので、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延

および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

**[期限前償還リスク]**

外国投資信託が実質的に投資するモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、裏付けとなっている資産が一般にいつでも（個々のローンの債務者によって）繰上げ返済できるため、債券の元本額が通常いつでも繰上げ返済（期限前償還）され得ます。期限前償還によって外国投資信託が受取る繰上げ返済代金を再投資する場合の利率は、一般に繰上げ返済されなければかかる債務について得られたであろう利率よりも低くなる場合が想定されます。また、外国投資信託がこれらの証券をオーバー・パーで実質的に投資している場合、繰上げ返済により、当該証券の元本超過額を限度として外国投資信託の投資元本について損失が生じる場合があります。したがって、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

**[為替変動リスク]**

ファンドは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

**≪その他の留意点≫**

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの名称中の「短期公社債ファンド」とは、短期の公社債に投資するファンドというものではなく、実質的に「公社債」に投資し、日本円の「短期」金利水準（日本円1年金利）を上回る投資成果を目指すファンドという主旨で、名づけております。

●ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

●ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●投資対象とする外国投資信託は、原則、純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります

す。この場合、借入れ金利は外国投資信託が負担することになり、この結果、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

●投資対象とする外国投資信託は、資金の借入れ、および様々な貸越枠やリバースレポ取引、ダラー・ロール（通常、期近の売りと期先の買い）、その他のレバレッジを利用することがあります。したがって、外国投資信託の投資対象に悪影響を及ぼすいかなる事象もレバレッジを使用している分だけ増幅され、ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。

●投資対象とする外国投資信託は、特定の証券、通貨、金利、指数などに対して、投資成果を修正または代替することを目的として、レバレッジをかけて、もしくはレバレッジをかけないで、様々なデリバティブを利用することがあります。デリバティブの中には、高いレバレッジが内包されているものもあり、これらは多くの場合、市場の動きを増幅させたり、投資額よりも大きな損失につながる場合があり、ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。

●投資対象とする外国投資信託は、譲渡に関する法的、その他の制限を有する債券や、流動性のない債券に投資することがあります。そのような場合、当該債券の市場価格はより大きく変動し、売却しようとしたときに売却できない可能性や、売却時点で適正価格で売却できない可能性があります。

●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

**リスク管理関連の委員会**

**◆パフォーマンスの考査**

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

**◆運用リスクの管理**

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

**リスク管理体制図**

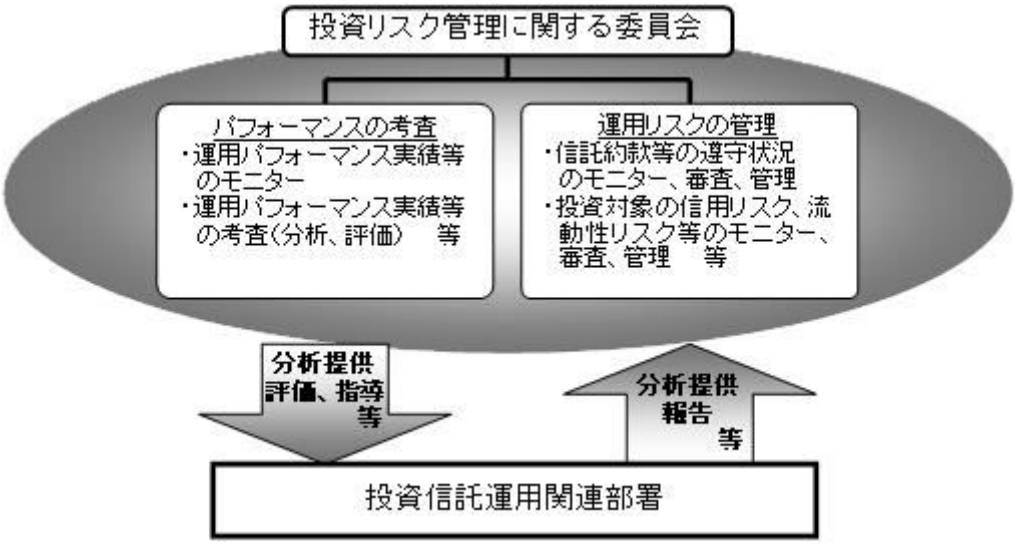


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.66%(税抜年0.60%)以内の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、年0.66%(税抜年0.60%)以内の率ですが、2022年1月20日以降適用する信託報酬率は、金利水準等を勘案し、年0.2035%(税抜年0.185%)とし、その配分は次の通り(税抜)とします。ただし、信託報酬率は、年0.66%(税抜年0.60%)の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|---|
| 年0.065% | 年0.10% | 年0.02% |

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.09%以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年0.09%の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 500億円以下の部分 | 年0.03% |

| | |
|---|---|
| 500億円超の部分 | 年0.02% |

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても下記の管理報酬等がかかります。

(参考)外国投資信託における管理報酬等

「第１回　野村短期公社債ファンド」の投資対象である外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」の主な費用は、外国投資信託の純資産総額に対して年0.25%以内の率(以下「管理報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。2022年1月20日以降適用する管理報酬率は、金利水準等を勘案し、純資産総額に応じて年0.12%以内の率とし、その配分は次の通りとします。ただし、各計算期間に適用する管理報酬率は、年0.25%を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。なお、「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」の主要投資対象である「ブラックロック・インカム　マスターファンド」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行は、各々「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行と同じです。上記の主な費用および下記の配分は「ブラックロック・インカム　マスターファンド」の主な費用を含む実質ベースの値です。

| 外国投資信託の純資産総額 | 管理報酬 | 管理報酬の配分 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ＜受託会社＞ | ＜投資顧問会社＞ | ＜保管銀行＞ |
| 250億円以下の部分 | 年0.12% | 年0.02% | 年0.065% | 年0.035% |
| 250億円超500億円以下の部分 | 年0.105% | 年0.02% | 年0.05% | 年0.035% |
| 500億円超の部分 | 年0.095% | 年0.02% | 年0.04% | 年0.035% |

「外国投資信託の保管銀行」は「外国投資信託の事務代行会社」および「外国投資信託の販売会社」を兼ねており、事務代行報酬、販売会社報酬は上記保管銀行の配分に含まれています。「外国投資信託の受託会社」、「外国投資信託の投資顧問会社」、「外国投資信託の保管銀行、事務代行会社・販売会社」の毎年の報酬に加えて、上記の他、外国投資信託の監査費用等の費用※も外国投資信託から支払われます。なお、申込手数料、信託財産留保額はかかりません。

※信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

| 実質的な信託報酬率（注） |
|---|
| 年0.91%以内（税込）<br>（2022年1月20日以降の適用率：年0.3235%以内（税込））） |

（注）ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

≪支払先の役務の内容≫

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|---|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者

の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2) | 《配当所得》 |
|---|---|---|
| ・特定公社債(注1)の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありませ

ん。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**■換金(解約)時および償還時の課税について■**

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**■個別元本について■**

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

**■分配金の課税について■**

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

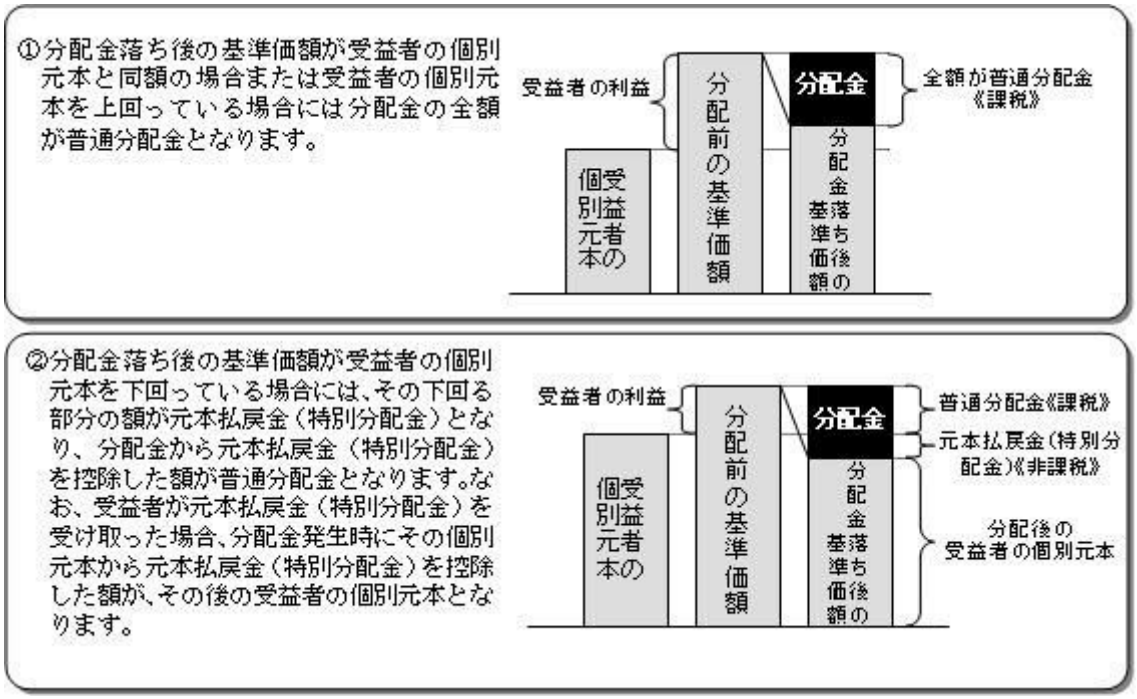


※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年2月末現在）が変更になる場合があります。

## ５【運用状況】

以下は2022年2月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）【投資状況】

第１回　野村短期公社債ファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 82,724,889 | 93.83 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,098,061 | 1.24 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 4,336,991 | 4.91 |
| 合計（純資産総額） | | 88,159,941 | 100.00 |

（参考）野村マネー　マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 地方債証券 | 日本 | 1,341,384,259 | 16.81 |
| 特殊債券 | 日本 | 2,442,026,936 | 30.61 |
| 社債券 | 日本 | 802,072,900 | 10.05 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 3,392,160,678 | 42.52 |
| 合計（純資産総額） | | 7,977,644,773 | 100.00 |

### （２）【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

第１回　野村短期公社債ファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | BLACKROCK INCOME FUND JANUARY SERIES | 12,651 | 6,583 | 83,281,533 | 6,539 | 82,724,889 | 93.83 |
| 2 | 日本 | 親投資信託受益証券 | 野村マネー　マザーファンド | 1,076,636 | 1.0199 | 1,098,061 | 1.0199 | 1,098,061 | 1.24 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率(％) |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 93.83 |
| 親投資信託受益証券 | 1.24 |

| 合　　計 | 95.08 |
|---|---|

## （参考）野村マネー　マザーファンド

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 利率（%） | 償還期限 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 特殊債券 | 日本学生支援債券　財投機関債第５９回 | 510,000,000 | 100.00 | 510,030,798 | 100.00 | 510,030,798 | 0.001 | 2022/6/20 | 6.39 |
| 2 | 日本 | 特殊債券 | 住宅金融支援機構債券　財投機関債第９５回 | 500,000,000 | 100.05 | 500,279,518 | 100.05 | 500,279,518 | 1.065 | 2022/3/18 | 6.27 |
| 3 | 日本 | 地方債証券 | 北海道　公募（５年）平成２８年度第１５回 | 440,000,000 | 100.00 | 440,039,600 | 100.00 | 440,039,600 | 0.02 | 2022/3/24 | 5.51 |
| 4 | 日本 | 社債券 | 東日本旅客鉄道　第８５回社債間限定同順位特約付 | 300,000,000 | 100.34 | 301,045,160 | 100.34 | 301,045,160 | 0.874 | 2022/7/22 | 3.77 |
| 5 | 日本 | 地方債証券 | 大阪府　公募第３６１回 | 300,000,000 | 100.30 | 300,911,772 | 100.30 | 300,911,772 | 0.92 | 2022/6/28 | 3.77 |
| 6 | 日本 | 特殊債券 | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第４９回 | 300,000,000 | 100.23 | 300,706,533 | 100.23 | 300,706,533 | 0.767 | 2022/6/20 | 3.76 |
| 7 | 日本 | 地方債証券 | 千葉県　公募平成２３年度第９回 | 300,000,000 | 100.06 | 300,201,128 | 100.06 | 300,201,128 | 1 | 2022/3/25 | 3.76 |
| 8 | 日本 | 社債券 | 中部電力　第５２２回 | 300,000,000 | 100.02 | 300,066,320 | 100.02 | 300,066,320 | 0.13 | 2022/4/25 | 3.76 |
| 9 | 日本 | 特殊債券 | 商工債券　利付（３年）第２３６回 | 300,000,000 | 100.01 | 300,053,576 | 100.01 | 300,053,576 | 0.02 | 2022/9/27 | 3.76 |
| 10 | 日本 | 社債券 | 三井不動産　第４６回社債間限定同順位特約付 | 200,000,000 | 100.48 | 200,961,420 | 100.48 | 200,961,420 | 0.964 | 2022/8/30 | 2.51 |
| 11 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券　利付第３３３回 | 200,000,000 | 100.04 | 200,088,763 | 100.04 | 200,088,763 | 0.09 | 2022/8/26 | 2.50 |
| 12 | 日本 | 地方債証券 | 京都府　公募平成２９年度第３回 | 200,000,000 | 100.00 | 200,018,156 | 100.00 | 200,018,156 | 0.01 | 2022/6/21 | 2.50 |
| 13 | 日本 | 特殊債券 | 東京交通債券第３４２回 | 100,000,000 | 100.73 | 100,733,904 | 100.73 | 100,733,904 | 2.4 | 2022/6/21 | 1.26 |
| 14 | 日本 | 地方債証券 | 共同発行市場地方債　公募第１１０回 | 100,000,000 | 100.21 | 100,213,603 | 100.21 | 100,213,603 | 0.89 | 2022/5/25 | 1.25 |
| 15 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券　利付第３３２回 | 100,000,000 | 100.03 | 100,038,643 | 100.03 | 100,038,643 | 0.09 | 2022/7/27 | 1.25 |
| 16 | 日本 | 特殊債券 | 商工債券　利付（３年）第２３４回 | 100,000,000 | 100.02 | 100,029,025 | 100.02 | 100,029,025 | 0.06 | 2022/7/27 | 1.25 |
| 17 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券　利付第３２９回 | 100,000,000 | 100.01 | 100,012,904 | 100.01 | 100,012,904 | 0.06 | 2022/4/27 | 1.25 |
| 18 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券　利付第３２８回 | 100,000,000 | 100.01 | 100,010,088 | 100.01 | 100,010,088 | 0.06 | 2022/3/25 | 1.25 |
| 19 | 日本 | 特殊債券 | 中日本高速道路社債　第４２回 | 50,000,000 | 100.05 | 50,026,410 | 100.05 | 50,026,410 | 0.942 | 2022/3/18 | 0.62 |
| 20 | 日本 | 特殊債券 | しんきん中金債券　利付第３３１回 | 50,000,000 | 100.03 | 50,015,748 | 100.03 | 50,015,748 | 0.08 | 2022/6/27 | 0.62 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 日本 | 特殊債券 | 商工債券　利付<br>第８０２回い号 | 30,000,000 | 100.00 | 30,001,026 | 100.00 | 30,001,026 | 0.06 | 2022/3/25 | 0.37 |

**種類別及び業種別投資比率**

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 地方債証券 | 16.81 |
| 特殊債券 | 30.61 |
| 社債券 | 10.05 |
| 合　　計 | 57.47 |

**②【投資不動産物件】**

**第１回　野村短期公社債ファンド**

該当事項はありません。

**（参考）野村マネー　マザーファンド**

該当事項はありません。

**③【その他投資資産の主要なもの】**

**第１回　野村短期公社債ファンド**

該当事項はありません。

**（参考）野村マネー　マザーファンド**

該当事項はありません。

**（３）【運用実績】**

**①【純資産の推移】**

**第１回　野村短期公社債ファンド**

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第17計算期間　(2020年 1月20日) | 273 | 273 | 0.7171 | 0.7181 |
| 第18計算期間　(2021年 1月19日) | 134 | 134 | 0.7016 | 0.7028 |
| 第19計算期間　(2022年 1月19日) | 96 | 96 | 0.6795 | 0.6798 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2021年 2月末日 | 132 | — | 0.7008 | — |
| 3月末日 | 131 | — | 0.7017 | — |
| 4月末日 | 130 | — | 0.6996 | — |
| 5月末日 | 127 | — | 0.6959 | — |
| 6月末日 | 124 | — | 0.6884 | — |
| 7月末日 | 124 | — | 0.6861 | — |
| 8月末日 | 123 | — | 0.6854 | — |
| 9月末日 | 124 | — | 0.6862 | — |
| 10月末日 | 123 | — | 0.6851 | — |
| 11月末日 | 123 | — | 0.6835 | — |
| 12月末日 | 96 | — | 0.6792 | — |
| 2022年 1月末日 | 95 | — | 0.6784 | — |
| 2月末日 | 88 | — | 0.6751 | — |

②【分配の推移】

第１回　野村短期公社債ファンド

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---|---|---|
| 第17計算期間 | 2019年 1月22日～2020年 1月20日 | 0.0010000円 |
| 第18計算期間 | 2020年 1月21日～2021年 1月19日 | 0.0012000円 |
| 第19計算期間 | 2021年 1月20日～2022年 1月19日 | 0.0003000円 |

③【収益率の推移】

第１回　野村短期公社債ファンド

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第17計算期間 | 2019年 1月22日～2020年 1月20日 | 0.0% |
| 第18計算期間 | 2020年 1月21日～2021年 1月19日 | △2.0% |
| 第19計算期間 | 2021年 1月20日～2022年 1月19日 | △3.1% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

第１回　野村短期公社債ファンド

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第17計算期間 | 2019年 1月22日～2020年 1月20日 | 568,387 | 22,194,696 | 380,848,660 |
| 第18計算期間 | 2020年 1月21日～2021年 1月19日 | 491,028 | 189,253,432 | 192,086,256 |
| 第19計算期間 | 2021年 1月20日～2022年 1月19日 | 992,024 | 51,630,962 | 141,447,318 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部　証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

なお、販売会社が定める時間までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを今回申込分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、１万口以上１口単位（当初元本1口＝１円）または１万円以上１円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、申込約定日(ファンドの決算日)の基準価額とします。

追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および取得申込みの受付けを延期(取得申込約定日が延期されます。ただし、各取得申込期間の最終日は延期されません。)する場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、解約申込日当日あるいは解約申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する日(以下「解約申込不可日」といいます。)である場合には、原則、解約の申込みができません。

・ルクセンブルグの銀行あるいは証券会社
・ニューヨークの銀行あるいは証券会社
・東京の銀行あるいは第一種金融商品取引業者（証券会社など）

解約申込不可日については、後述のサポートダイヤルでもご確認頂けます。

換金価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える解約は行なえません。

また、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。ただし、

海外の休日・解約に伴なう外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

**＜基準価額の計算方法＞**

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|---|---|
| 外国投資信託 | 原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンド営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2<br>①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)<br>②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)<br>③価格情報会社の提供する価額 |

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2022年8月19日までとします(2003年1月22日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月20日から翌年1月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

(ⅰ)委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、この信託が主要投資対象とする「ブラックロック・インカム・ファンド　1月号」がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(ⅰ)および(ⅱ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(ⅰ)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、「(a)ファンドの繰上償還条項」(ⅱ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(d)信託約款の変更」(ⅳ)に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対

して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

(ⅰ)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ⅱ)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があり

**ます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。**

**■換金(解約)代金の支払い開始日■**

**一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。**

**受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。**

## 第３【ファンドの経理状況】

**(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2021年1月20日から2022年1月19日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。**

### １【財務諸表】

## 【第１回　野村短期公社債ファンド】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第18期<br>(2021年 1月19日現在) | 第19期<br>(2022年 1月19日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 6,731,120 | 3,088,359 |
| 投資信託受益証券 | 125,430,746 | 92,115,919 |
| 親投資信託受益証券 | 3,098,473 | 1,098,061 |
| 流動資産合計 | 135,260,339 | 96,302,339 |
| 資産合計 | 135,260,339 | 96,302,339 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 230,503 | 42,434 |
| 未払受託者報酬 | 15,148 | 13,072 |
| 未払委託者報酬 | 250,063 | 126,746 |
| 未払利息 | 4 | 2 |
| その他未払費用 | 1,478 | 1,249 |
| 流動負債合計 | 497,196 | 183,503 |
| 負債合計 | 497,196 | 183,503 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 192,086,256 | 141,447,318 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △57,323,113 | △45,328,482 |
| （分配準備積立金） | 1,866,711 | 1,409,226 |
| 元本等合計 | 134,763,143 | 96,118,836 |
| 純資産合計 | 134,763,143 | 96,118,836 |
| 負債純資産合計 | 135,260,339 | 96,302,339 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第18期<br>自　2020年 1月21日<br>至　2021年 1月19日 | 第19期<br>自　2021年 1月20日<br>至　2022年 1月19日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 827,865 | 475,762 |
| 有価証券売買等損益 | △3,629,275 | △3,962,246 |
| 営業収益合計 | △2,801,410 | △3,486,484 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,498 | 534 |
| 受託者報酬 | 31,827 | 27,286 |
| 委託者報酬 | 525,417 | 361,303 |
| その他費用 | 3,094 | 2,598 |
| 営業費用合計 | 561,836 | 391,721 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △3,363,246 | △3,878,205 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △3,363,246 | △3,878,205 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △3,363,246 | △3,878,205 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △603,307 | △802,872 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △107,725,863 | △57,323,113 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 53,532,104 | 15,408,419 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 53,532,104 | 15,408,419 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 138,912 | 296,021 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 138,912 | 296,021 |
| 分配金 | 230,503 | 42,434 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △57,323,113 | △45,328,482 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| ２.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| ４.その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 1月20日から2022年 1月19日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 第18期<br>2021年 1月19日現在 | 第19期<br>2022年 1月19日現在 |
|---|---|
| １． 計算期間の末日における受益権の総数<br>192,086,256口 | １． 計算期間の末日における受益権の総数<br>141,447,318口 |
| ２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br><br>元本の欠損 57,323,113円 | ２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br><br>元本の欠損 45,328,482円 |
| ３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.7016円<br>(10,000口当たり純資産額) (7,016円) | ３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.6795円<br>(10,000口当たり純資産額) (6,795円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第18期<br>自 2020年 1月21日<br>至 2021年 1月19日 | 第19期<br>自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 |
|---|---|
| １.運用の外部委託費用 | １.運用の外部委託費用 |

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額　89,010円

２.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 266,129円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 74,279円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,831,085円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,171,493円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 192,086,256口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 113円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 12円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 230,503円 |

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

支払金額　59,242円

２.分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 84,143円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 |
| 収益調整金額 | C | 61,758円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,367,517円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,513,418円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 141,447,318口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 106円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 3円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 42,434円 |

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第18期<br>自 2020年 1月21日<br>至 2021年 1月19日 | 第19期<br>自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 |
|---|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 1.金融商品に対する取組方針<br>同左 |
| 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 3.金融商品に係るリスク管理体制 |

| | |
|---|---|
| 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | 同左 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第18期<br>2021年 1月19日現在 | 第19期<br>2022年 1月19日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>同左<br>2．時価の算定方法<br>同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第18期<br>自 2020年 1月21日<br>至 2021年 1月19日 | 第19期<br>自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 第18期<br>自 2020年 1月21日<br>至 2021年 1月19日 | | 第19期<br>自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 | |
|---|---|---|---|
| 期首元本額 | 380,848,660円 | 期首元本額 | 192,086,256円 |
| 期中追加設定元本額 | 491,028円 | 期中追加設定元本額 | 992,024円 |
| 期中一部解約元本額 | 189,253,432円 | 期中一部解約元本額 | 51,630,962円 |

## ２ 有価証券関係

### 売買目的有価証券

| 種類 | 第18期<br>自 2020年 1月21日<br>至 2021年 1月19日 | 第19期<br>自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 |
|---|---|---|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | 損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資信託受益証券 | △3,090,696 | △3,285,416 |
| 親投資信託受益証券 | △911 | △216 |
| 合計 | △3,091,607 | △3,285,632 |

## ３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

### 第1　有価証券明細表
### (1)株式(2022年1月19日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2022年1月19日現在)

（単位:円）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | BLACKROCK INCOME FUND JANUARY SERIES | 13,993 | 92,115,919 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：95.8% | 13,993 | 92,115,919<br>98.8% | |
| | 合計 | | | 92,115,919 | |
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | 野村マネー　マザーファンド | 1,076,636 | 1,098,061 | |
| | 小計 | 銘柄数：1<br>組入時価比率：1.1% | 1,076,636 | 1,098,061<br>1.2% | |
| | 合計 | | | 1,098,061 | |
| 合計 | | | | 93,213,980 | |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「野村マネー　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

### 野村マネー　マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

| | (2022年 1月19日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 3,711,872,719 |
| 地方債証券 | 1,201,751,977 |
| 特殊債券 | 2,543,303,696 |
| 社債券 | 802,610,500 |
| 未収利息 | 2,558,406 |
| 前払費用 | 3,519,728 |
| 流動資産合計 | 8,265,617,026 |
| 資産合計 | 8,265,617,026 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払利息 | 2,424 |
| 流動負債合計 | 2,424 |
| 負債合計 | 2,424 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 8,104,119,745 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 161,494,857 |
| 元本等合計 | 8,265,614,602 |
| 純資産合計 | 8,265,614,602 |
| 負債純資産合計 | 8,265,617,026 |

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 地方債証券、特殊債券、社債券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| ２.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

| | |
|---|---|
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。
（貸借対照表に関する注記）

| 2022年 1月19日現在 | |
|---|---|
| 1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0199円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (10,199円) |

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

| 自 2021年 1月20日<br>至 2022年 1月19日 |
|---|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。<br>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。<br>これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>3.金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 |

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 2022年 1月19日現在 |
|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>地方債証券、特殊債券、社債券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2022年 1月19日現在 | |
|---|---|
| 期首 | 2021年 1月20日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 10,933,675,171円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 3,574,674,542円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 6,404,229,968円 |
| 期末元本額 | 8,104,119,745円 |
| 期末元本額の内訳＊ | |
| 野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド） | 125,413,478円 |
| ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） | 149,658,577円 |
| ネクストコア | 2,282,012円 |
| 野村世界高金利通貨投信 | 34,318,227円 |
| 野村新世界高金利通貨投信 | 982,608円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース） | 982,609円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース） | 982,609円 |
| 欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース） | 982,609円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年２回決算型 | 9,826円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型 | 98,260円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型 | 982,607円 |
| 野村日本ブランド株投資（円コース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村日本ブランド株投資（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年２回決算型 | 98,260円 |
| 野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 | 982,608円 |

| | |
|---|---|
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型 | 98,260円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型 | 98,260円 |
| 野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型 | 982,607円 |
| 野村新エマージング債券投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型 | 982,607円 |
| 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（円コース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年２回決算型 | 98,260円 |
| 野村新エマージング債券投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型 | 9,826円 |
| 野村新エマージング債券投信（中国元コース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型 | 984,834円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型 | 984,834円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型 | 984,834円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型 | 984,834円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型 | 984,834円 |
| 野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型 | 984,834円 |
| 野村アジアＣＢ投信（毎月分配型） | 982,608円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型 | 984,543円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型 | 984,543円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型 | 984,543円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型 | 984,543円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型 | 984,543円 |
| 野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型 | 984,543円 |
| ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け） | 10,000円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型 | 984,252円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型 | 984,252円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 984,252円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型 | 984,252円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型 | 984,252円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 984,252円 |
| 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型 | 982,609円 |
| 野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型 | 982,609円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型 | 982,607円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型 | 982,607円 |

| | |
|---|---|
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型 | 98,261円 |
| 野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型 | 983,768円 |
| 野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型 | 983,768円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型 | 983,672円 |
| ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型 | 983,672円 |
| 野村テンプルトン・トータル・リターン　Ａコース | 983,381円 |
| 野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース | 98,261円 |
| 野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｃコース | 983,381円 |
| 野村テンプルトン・トータル・リターン　Ｄコース | 983,381円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 98,262円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,609円 |
| 野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 98,261円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型 | 983,091円 |
| 野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 983,091円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 982,898円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年２回決算型 | 982,898円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型 | 982,801円 |
| 野村豪ドル債オープン・プレミアム年２回決算型 | 491,401円 |
| 野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,608円 |
| 野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 982,608円 |
| 野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型 | 982,415円 |
| 野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 982,415円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年２回決算型 | 982,029円 |
| 野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 982,029円 |

| | |
|---|---|
| 野村カルミニャック・ファンド　Ａコース | 981,547円 |
| 野村カルミニャック・ファンド　Ｂコース | 981,547円 |
| 野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型 | 981,451円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型 | 966円 |
| 野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型 | 177,539円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型 | 398,357円 |
| 野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型 | 123,377円 |
| 野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型 | 626,503円 |
| 野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型 | 23,859円 |
| 野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型 | 27,600円 |
| 野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型 | 149,947円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型 | 48,092円 |
| 野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年２回決算型 | 981,451円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年２回決算型 | 3,114円 |
| 野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年２回決算型 | 132,547円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）年２回決算型 | 100,946円 |
| 野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年２回決算型 | 18,851円 |
| 野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年２回決算型 | 373,897円 |
| 野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年２回決算型 | 41,054円 |
| 野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型 | 14,308円 |
| 野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年２回決算型 | 63,772円 |
| 野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年２回決算型 | 13,741円 |
| 野村エマージング債券プレミアム毎月分配型 | 981,451円 |
| 野村エマージング債券プレミアム年２回決算型 | 981,451円 |
| ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ａコース | 981,258円 |
| ノムラ　ＴＨＥ　ＵＳＡ　Ｂコース | 981,258円 |
| 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型 | 9,809円 |
| 野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型 | 9,809円 |
| 野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型 | 9,809円 |
| 野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年２回決算型 | 9,809円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型 | 9,808円 |
| 野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型 | 9,808円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型 | 9,808円 |
| 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型 | 9,808円 |
| 野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型 | 9,807円 |
| 野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型 | 9,807円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型 | 9,807円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年２回決算型 | 9,807円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ａコース | 98,049円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ｂコース | 980,489円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ｃコース | 98,049円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ｄコース | 980,489円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ｅコース | 98,049円 |
| 野村グローバルボンド投信　Ｆコース | 980,489円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型 | 9,805円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型 | 9,805円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型 | 9,805円 |
| 野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型 | 9,805円 |

| | |
|---|---|
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型 | 9,803円 |
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型 | 980,297円 |
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型 | 980,297円 |
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年２回決算型 | 9,803円 |
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年２回決算型 | 980,297円 |
| 野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年２回決算型 | 9,803円 |
| ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,801円 |
| 野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,801円 |
| グローバル・ストック　Ａコース | 97,953円 |
| グローバル・ストック　Ｂコース | 979,528円 |
| グローバル・ストック　Ｃコース | 97,953円 |
| グローバル・ストック　Ｄコース | 979,528円 |
| 野村グローバル・クオリティ・グロース　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,794円 |
| 野村グローバル・クオリティ・グロース　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,794円 |
| 野村ＭＦＳグローバル・リサーチ・フォーカス株式　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,794円 |
| 野村ＭＦＳグローバル・リサーチ・フォーカス株式　Ｂコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 9,794円 |
| 野村ファンドラップ債券プレミア | 9,795円 |
| 野村ファンドラップオルタナティブプレミア | 9,795円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型 | 9,797円 |
| 野村ＰＩＭＣＯ米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年２回決算型 | 9,797円 |
| 野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ａコース | 9,797円 |
| 野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｂコース | 9,797円 |
| 野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｃコース | 9,797円 |
| 野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド　Ｄコース | 9,797円 |
| （年３％目標払出）のむラップ・ファンド（普通型） | 98,001円 |
| （年６％目標払出）のむラップ・ファンド（普通型） | 98,001円 |
| 野村ブラックロック循環経済関連株投信　Ａコース | 98,011円 |
| 野村ブラックロック循環経済関連株投信　Ｂコース | 98,011円 |
| 野村環境リーダーズ戦略ファンド　Ａコース | 98,020円 |
| 野村環境リーダーズ戦略ファンド　Ｂコース | 98,020円 |
| 第１回　野村短期公社債ファンド | 1,076,636円 |
| 第２回　野村短期公社債ファンド | 3,919,169円 |
| 第３回　野村短期公社債ファンド | 1,371,897円 |
| 第４回　野村短期公社債ファンド | 1,077,981円 |
| 第５回　野村短期公社債ファンド | 1,959,729円 |
| 第６回　野村短期公社債ファンド | 1,077,981円 |
| 第７回　野村短期公社債ファンド | 204,767円 |
| 第８回　野村短期公社債ファンド | 98,261円 |
| 第９回　野村短期公社債ファンド | 5,094,831円 |
| 第１０回　野村短期公社債ファンド | 391,715円 |
| 第１１回　野村短期公社債ファンド | 1,861,757円 |
| 第１２回　野村短期公社債ファンド | 1,901,723円 |
| ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド３０（非課税適格機関投資家専用） | 929,623,019円 |
| ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド５０（適格機関投資家転売制限付） | 188,174,367円 |
| 野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｈプライス（適格機関投資家専用） | 1,977,425,742円 |
| 野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｉプライス（適格機関投資家専用） | 1,997,050,289円 |

| | |
|---|---|
| 野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｋプライス（適格機関投資家専用） | 2,468,590,988円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド | 85,180,134円 |
| 野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ａコース | 9,818円 |
| 野村ＤＣテンプルトン・トータル・リターン　Ｂコース | 9,818円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド） | 7,492,405円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1　有価証券明細表
### (1)株式(2022年1月19日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2022年1月19日現在)

（単位:円）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地方債証券 | 日本円 | 北海道　公募（５年）平成２８年度第１５回 | 440,000,000 | 440,039,600 | |
| | | 大阪府　公募第３６１回 | 300,000,000 | 301,208,652 | |
| | | 京都府　公募平成２９年度第３回 | 200,000,000 | 200,022,396 | |
| | | 共同発行市場地方債　公募第１０７回 | 100,000,000 | 100,106,070 | |
| | | 共同発行市場地方債　公募第１１０回 | 100,000,000 | 100,309,163 | |
| | | 広島市　公募平成２３年度第５回 | 60,000,000 | 60,066,096 | |
| | 小計 | 銘柄数：6<br>組入時価比率：14.5% | 1,200,000,000 | 1,201,751,977<br>26.4% | |
| | 合計 | | | 1,201,751,977 | |
| 特殊債券 | 日本円 | 東京交通債券　第３４２回 | 100,000,000 | 100,992,584 | |
| | | 住宅金融支援機構債券　財投機関債第９５回 | 500,000,000 | 500,842,838 | |
| | | 成田国際空港　第１１回 | 100,000,000 | 100,087,680 | |
| | | 日本学生支援債券　財投機関債第５９回 | 510,000,000 | 510,041,718 | |
| | | 商工債券　利付第８０２回い号 | 30,000,000 | 30,001,386 | |
| | | しんきん中金債券　利付第３２８回 | 100,000,000 | 100,016,408 | |
| | | しんきん中金債券　利付第３２９回 | 100,000,000 | 100,018,984 | |
| | | しんきん中金債券　利付第３３１回 | 50,000,000 | 50,020,668 | |
| | | しんきん中金債券　利付第３３２回 | 100,000,000 | 100,047,083 | |
| | | しんきん中金債券　利付第３３３回 | 200,000,000 | 200,106,803 | |
| | | 商工債券　利付（３年）第２３４回 | 100,000,000 | 100,034,345 | |
| | | 商工債券　利付（３年）第２３６回 | 300,000,000 | 300,061,416 | |
| | | 中日本高速道路社債　第４２回 | 50,000,000 | 50,077,210 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第４９回 | 300,000,000 | 300,954,573 | |
| | 小計 | 銘柄数：14<br>組入時価比率：30.8% | 2,540,000,000 | 2,543,303,696<br>56.0% | |
| | 合計 | | | 2,543,303,696 | |
| 社債券 | 日本円 | 三井不動産　第４６回社債間限定同順位特約付 | 200,000,000 | 201,170,220 | |
| | | 東日本旅客鉄道　第８５回社債間限定同順位特約付 | 300,000,000 | 301,328,760 | |
| | | 中部電力　第５２２回 | 300,000,000 | 300,111,520 | |
| | 小計 | 銘柄数：3<br>組入時価比率：9.7% | 800,000,000 | 802,610,500<br>17.6% | |
| | 合計 | | | 802,610,500 | |
| 合計 | | | | 4,547,666,173 | |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

### 第１回　野村短期公社債ファンド

2022年2月28日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 88,181,279円 |
| Ⅱ　負債総額 | 21,338円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 88,159,941円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 130,592,335口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.6751円 |

### （参考）野村マネー　マザーファンド

2022年2月28日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 7,977,645,931円 |
| Ⅱ　負債総額 | 1,158円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 7,977,644,773円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 7,821,844,035口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.0199円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

**株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

**取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

**代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

**監査等委員会**

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

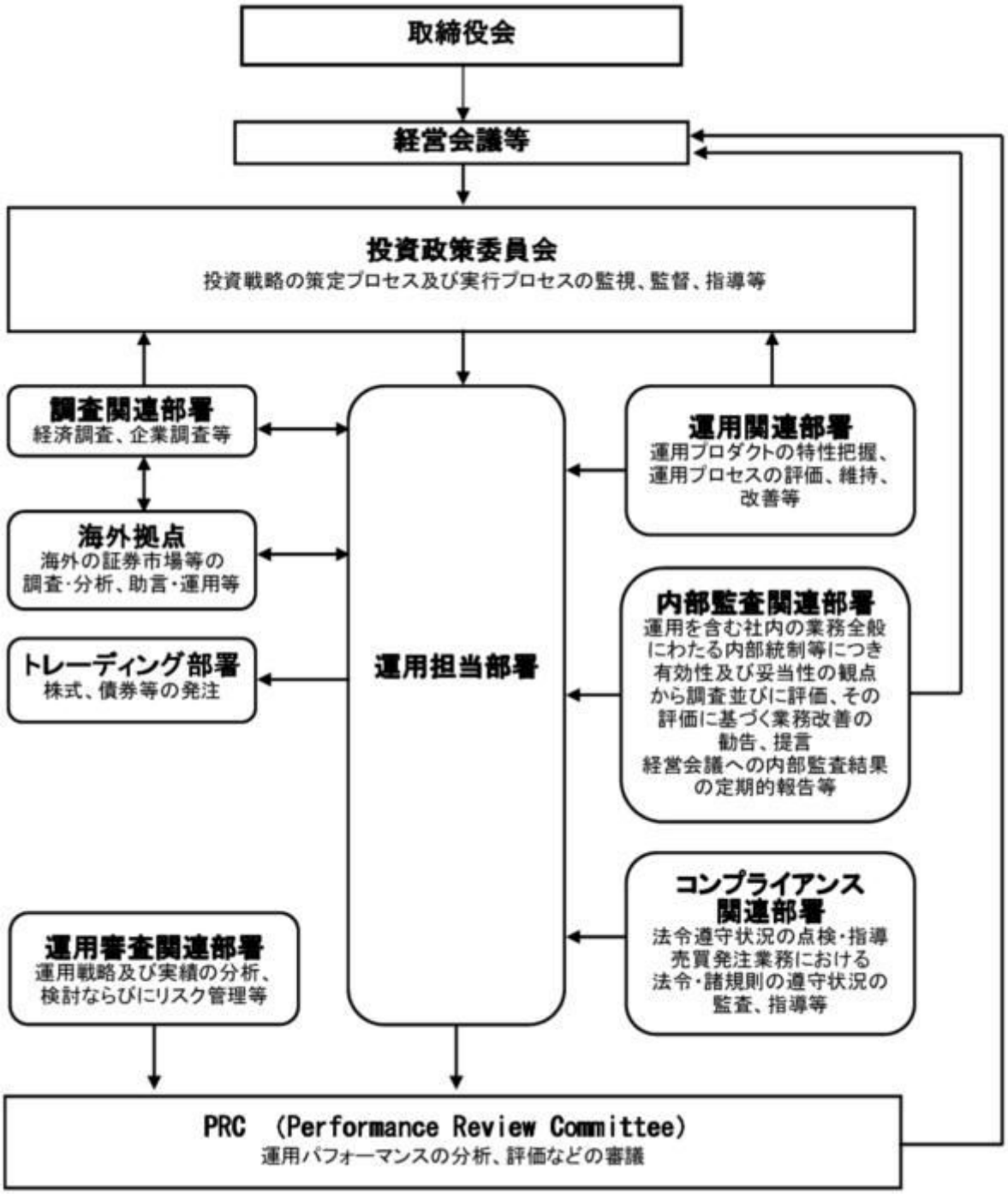


2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 991 | 37,768,757 |
| 単位型株式投資信託 | 195 | 773,030 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,313,919 |
| 単位型公社債投資信託 | 512 | 1,549,071 |
| 合計 | 1,712 | 46,404,778 |

## 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 2,626 | | 4,281 |
| 金銭の信託 | | | 41,524 | | 35,912 |
| 有価証券 | | | 24,399 | | 30,400 |
| 前払費用 | | | 106 | | 167 |
| 未収入金 | | | 522 | | 632 |
| 未収委託者報酬 | | | 23,936 | | 24,499 |
| 未収運用受託報酬 | | | 4,336 | | 4,347 |
| その他 | | | 71 | | 268 |
| 貸倒引当金 | | | △14 | | △14 |
| 流動資産計 | | | 97,509 | | 100,496 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 645 | | 2,666 |
| 建物 | ※2 | 295 | | 1,935 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 器具備品 | ※２ | 349 | | 731 | |
| 無形固定資産 | | | 5,894 | | 5,429 |
| ソフトウェア | | 5,893 | | 5,428 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,486 | | 16,487 |
| 投資有価証券 | | 1,437 | | 1,767 | |
| 関係会社株式 | | 10,171 | | 9,942 | |
| 従業員長期貸付金 | | 16 | | - | |
| 長期差入保証金 | | 329 | | 330 | |
| 長期前払費用 | | 19 | | 15 | |
| 前払年金費用 | | 1,545 | | 1,301 | |
| 繰延税金資産 | | 2,738 | | 3,008 | |
| その他 | | 229 | | 122 | |
| 貸倒引当金 | | △0 | | - | |
| 固定資産計 | | | 23,026 | | 24,583 |
| 資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 157 | | 123 |
| 未払金 | | | 15,279 | | 16,948 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 3 | | 8 | |
| 未払手数料 | | 6,948 | | 7,256 | |
| 関係会社未払金 | | 7,262 | | 8,671 | |
| その他未払金 | | 1,063 | | 1,011 | |
| 未払費用 | ※１ | | 10,290 | | 9,171 |
| 未払法人税等 | | | 1,564 | | 2,113 |
| 前受収益 | | | 26 | | 22 |
| 賞与引当金 | | | 3,985 | | 3,795 |
| その他 | | | 67 | | - |
| 流動負債計 | | | 31,371 | | 32,175 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 3,311 | | 3,299 |
| 時効後支払損引当金 | | | 572 | | 580 |
| 資産除去債務 | | | - | | 1,371 |
| 固定負債計 | | | 3,883 | | 5,250 |
| 負債合計 | | | 35,254 | | 37,425 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 85,270 | | 87,596 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 54,360 | | 56,686 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 53,675 | | 56,001 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 29,069 | | 31,395 | |
| 評価・換算差額等 | | | 10 | | 57 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 10 | | 57 |
| 純資産合計 | | | 85,281 | | 87,654 |
| 負債・純資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

（２）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 115,736 | | 106,355 |
| 運用受託報酬 | | | 17,170 | | 16,583 |
| その他営業収益 | | | 340 | | 428 |
| 営業収益計 | | | 133,247 | | 123,367 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 39,435 | | 34,739 |
| 広告宣伝費 | | | 1,006 | | 1,005 |
| 公告費 | | | - | | 0 |
| 調査費 | | | 26,833 | | 24,506 |
| 調査費 | | 5,696 | | 5,532 | |
| 委託調査費 | | 21,136 | | 18,974 | |
| 委託計算費 | | | 1,342 | | 1,358 |
| 営業雑経費 | | | 5,823 | | 4,149 |
| 通信費 | | 75 | | 73 | |
| 印刷費 | | 958 | | 976 | |
| 協会費 | | 92 | | 88 | |
| 諸経費 | | 4,696 | | 3,011 | |
| 営業費用計 | | | 74,440 | | 65,760 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,418 | | 10,985 |
| 役員報酬 | | 109 | | 147 | |
| 給料・手当 | | 7,173 | | 7,156 | |
| 賞与 | | 4,134 | | 3,682 | |
| 交際費 | | | 86 | | 35 |
| 旅費交通費 | | | 391 | | 64 |
| 租税公課 | | | 1,029 | | 1,121 |
| 不動産賃借料 | | | 1,227 | | 1,147 |
| 退職給付費用 | | | 1,486 | | 1,267 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,348 | | 2,700 |
| 諸経費 | | | 10,067 | | 10,739 |
| 一般管理費計 | | | 28,055 | | 28,063 |
| 営業利益 | | | 30,751 | | 29,542 |

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※１ | 4,936 | | 4,540 | |
| 受取利息 | | 0 | | 0 | |
| 金銭の信託運用益 | | - | | 1,698 | |
| その他 | | 309 | | 447 | |
| 営業外収益計 | | | 5,246 | | 6,687 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | 230 | | - | |
| 投資事業組合等評価損 | | 146 | | - | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 18 | | 13 | |
| 為替差損 | | 23 | | 26 | |
| その他 | | 23 | | 32 | |
| 営業外費用計 | | | 443 | | 72 |
| 経常利益 | | | 35,555 | | 36,157 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 21 | | 71 | |
| 株式報酬受入益 | | 59 | | 48 | |
| 移転補償金 | | - | | 2,077 | |
| 特別利益計 | | | 81 | | 2,197 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 119 | | 36 | |
| 関係会社株式評価損 | | 1,591 | | 582 | |
| 固定資産除却損 | ※２ | 67 | | 105 | |
| 事務所移転費用 | | - | | 406 | |
| 特別損失計 | | | 1,778 | | 1,129 |
| 税引前当期純利益 | | | 33,858 | | 37,225 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 9,896 | | 11,239 |
| 法人税等調整額 | | | △34 | | △290 |
| 当期純利益 | | | 23,996 | | 26,276 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △25,650 | △25,650 | △25,650 |
| 当期純利益 | | | | | | | 23,996 | 23,996 | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △1,653 | △1,653 | △1,653 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33 | 33 | 86,958 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △25,650 |
| 当期純利益 | | | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △23 | △23 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 | △23 | △1,676 |
| 当期末残高 | 10 | 10 | 85,281 |

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △23,950 | △23,950 | △23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 2,326 | 2,326 | 2,326 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br>時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 6年<br>附属設備 6～15年<br>器具備品 4～15年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 |
| 4．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br><br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br><br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| 6．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日) | 当事業年度末<br>(2021年3月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,296百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　761百万円<br>器具備品　2,347<br>合計　3,109 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,256百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　346百万円<br>器具備品　643<br>合計　990 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自　2019年4月１日<br>至　2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2020年4月１日<br>至　2021年3月31日) |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,931百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　7百万円<br>ソフトウェア　59<br>合計　67 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,334百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　2百万円<br>ソフトウェア　102<br>合計　105 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 25,650百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,980円 |
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月28日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月１日　至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 2,626 | 2,626 | - |
| (2)金銭の信託 | 41,524 | 41,524 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 23,936 | 23,936 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,336 | 4,336 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| その他有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| 資産計 | 96,823 | 96,823 | - |
| (6)未払金 | 15,279 | 15,279 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 3 | 3 | - |
| 未払手数料 | 6,948 | 6,948 | - |
| 関係会社未払金 | 7,262 | 7,262 | - |
| その他未払金 | 1,063 | 1,063 | - |
| (7)未払費用 | 10,290 | 10,290 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,564 | 1,564 | - |
| 負債計 | 27,134 | 27,134 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 2,626 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 41,524 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 23,936 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,336 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 24,399 | - | - | - |
| 合計 | 96,823 | - | - | - |

当事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 4,400 | 4,400 | - |
| コマーシャル・ペーパー | 19,999 | 19,999 | |
| 小計 | 24,399 | 24,399 | - |
| 合計 | 24,399 | 24,399 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

| 前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日) |
|---|
| １．採用している退職給付制度の概要<br>当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。<br><br>２．確定給付制度 |

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,551 百万円 |
| 勤務費用 | 1,034 |
| 利息費用 | 154 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △138 |
| 退職給付の支払額 | △858 |
| その他 | 17 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,761 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,469 百万円 |
| 期待運用収益 | 436 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △393 |
| 事業主からの拠出額 | 566 |
| 退職給付の支払額 | △666 |
| 年金資産の期末残高 | 17,413 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 20,462百万円 |
| 年金資産 | △17,413 |
| | 3,048 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,299 |
| 未積立退職給付債務 | 6,347 |
| 未認識数理計算上の差異 | △4,764 |
| 未認識過去勤務費用 | 185 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,311 |
| 前払年金費用 | △1,545 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,034 百万円 |
| 利息費用 | 154 |
| 期待運用収益 | △436 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 572 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △35 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,289 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 57% |
| 株式 | 24% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.6% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △893 |
| 退職給付の支払額 | △781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | △626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959 百万円 |
| 年金資産 | △19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | △1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | △409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |

(5) 年金資産に関する事項
①年金資産の主な内容
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇　税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日) | 当事業年度末<br>(2021年3月31日) |
|---|---|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,235 |
| 退職給付引当金 | 1,026 |
| 関係会社株式評価減 | 762 |
| 未払事業税 | 285 |
| 投資有価証券評価減 | 462 |
| 減価償却超過額 | 171 |
| 時効後支払損引当金 | 177 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 167 |
| 未払社会保険料 | 97 |
| その他 | 219 |
| 繰延税金資産小計 | 4,754 |
| 評価性引当額 | △1,532 |
| 繰延税金資産合計 | 3,222 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 4 |
| 前払年金費用 | 478 |
| 繰延税金負債合計 | 483 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,738 |

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,176 |
| 退職給付引当金 | 1,022 |
| 関係会社株式評価減 | 784 |
| 未払事業税 | 430 |
| 投資有価証券評価減 | 428 |
| 減価償却超過額 | 223 |
| 時効後支払損引当金 | 179 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 135 |
| 未払社会保険料 | 95 |
| その他 | 341 |
| 繰延税金資産小計 | 4,968 |
| 評価性引当額 | △1,530 |
| 繰延税金資産合計 | 3,437 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 25 |
| 前払年金費用 | 403 |
| 繰延税金負債合計 | 429 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,008 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △4.4% |
| タックスヘイブン税制 | 2.6% |
| 外国税額控除 | △0.7% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.5% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% |
| 外国税額控除 | △0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% |

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>自　2019年4月 1日<br>至　2020年3月31日 | 当事業年度<br>自　2020年4月 1日<br>至　2021年3月31日 |
|---|---|---|
| 期首残高 | - | - |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - | 1,371 |
| 時の経過による調整額 | - | - |
| 期末残高 | - | 1,371 |

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 31,378 | 未払手数料 | 5,536 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの購入(*2) | 20,000 | 有価証券 | 19,999 |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） コマーシャル･ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの償還(*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*２） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ １株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---|---|
| １株当たり純資産額 16,557円31銭<br>１株当たり当期純利益 4,658円88銭 | １株当たり純資産額 17,018円01銭<br>１株当たり当期純利益 5,101円61銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益 23,996百万円<br>普通株式に係る当期純利益 23,996百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益 26,276百万円<br>普通株式に係る当期純利益 26,276百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株 |

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,226 |
| 金銭の信託 | | 36,349 |
| 有価証券 | | 11,600 |
| 未収委託者報酬 | | 26,924 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,497 |
| その他 | | 1,176 |
| 貸倒引当金 | | △15 |
| 流動資産計 | | 82,759 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※１ | 2,005 |
| 無形固定資産 | | 5,512 |
| ソフトウェア | | 5,511 |

| | | |
|---|---|---|
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,622 |
| 投資有価証券 | | 1,949 |
| 関係会社株式 | | 9,864 |
| 前払年金費用 | | 1,305 |
| 繰延税金資産 | | 1,951 |
| その他 | | 551 |
| 固定資産計 | | 23,140 |
| 資産合計 | | 105,899 |

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 12,617 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 5 |
| 未払手数料 | | 8,203 |
| 関係会社未払金 | | 3,481 |
| その他未払金 | ※２ | 925 |
| 未払費用 | | 9,068 |
| 未払法人税等 | | 1,282 |
| 賞与引当金 | | 1,966 |
| 資産除去債務 | | 296 |
| その他 | | 150 |
| 流動負債計 | | 25,381 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,265 |
| 時効後支払損引当金 | | 588 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,976 |
| 負債合計 | | 30,358 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 75,467 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 44,557 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 43,872 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 19,265 |
| 評価・換算差額等 | | 74 |
| その他有価証券評価差額金 | | 74 |
| 純資産合計 | | 75,541 |
| 負債・純資産合計 | | 105,899 |

◇中間損益計算書

| | | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 57,049 |
| 運用受託報酬 | | 8,278 |
| その他営業収益 | | 219 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業収益計 | | 65,547 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 19,265 |
| 調査費 | | 12,882 |
| その他営業費用 | | 2,443 |
| 営業費用計 | | 34,591 |
| 一般管理費 | ※1 | 14,589 |
| 営業利益 | | 16,366 |
| 営業外収益 | ※2 | 4,136 |
| 営業外費用 | ※3 | 262 |
| 経常利益 | | 20,241 |
| 特別利益 | ※4 | 49 |
| 特別損失 | ※5 | 507 |
| 税引前中間純利益 | | 19,782 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,594 |
| 法人税等調整額 | | 1,049 |
| 中間純利益 | | 14,139 |

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △26,268 | △26,268 | △26,268 |
| 中間純利益 | | | | | | | 14,139 | 14,139 | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △12,129 | △12,129 | △12,129 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 19,265 | 44,557 | 75,467 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △26,268 |
| 中間純利益 | | | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 16 | 16 | 16 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 16 | △12,112 |
| 当中間期末残高 | 74 | 74 | 75,541 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>時価のないもの…移動平均法による原価法 |
| 2　運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法によっております。 |
| 3　固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。<br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 4　引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5　収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>①　委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>②　運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③　成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |
| 6　消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 7　連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

**[会計方針の変更]**

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

| 2021年9月30日現在 |
|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>1,136百万円<br><br>※２　消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

◇中間損益計算書関係

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 | |
|---|---|
| ※１　減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 286百万円 |
| 無形固定資産 | 1,006百万円 |
| ※２　営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 3,530百万円 |
| ※３　営業外費用のうち主要なもの | |
| 金銭の信託運用損 | 71百万円 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 10百万円 |
| ※４　特別利益の内訳 | |
| 投資有価証券等売却益 | 26百万円 |
| 株式報酬受入益 | 23百万円 |

※５　特別損失の内訳

| | |
|---|---|
| 投資有価証券等売却損 | 0百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 77百万円 |
| 固定資産除却損 | 374百万円 |
| 事務所移転費用 | 54百万円 |

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２　配当に関する事項

配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| (3) 基準日 | 2021年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 36,349 | 36,349 | - |
| 資産計 | 36,349 | 36,349 | - |

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当中間会計期間（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※）1，2 | 10,176 |
| 組合出資金等 | 1,637 |
| 合計 | 11,814 |

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（※）2　非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在

| | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（※） | - | 2,452 | - | 2,452 |
| 合計 | - | 2,452 | - | 2,452 |

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託33,897百万円は表中に含まれておりません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末　（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,758 |
| 関連会社株式 | 106 |

| | |
|---|---|
| 合計 | 9,864 |

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 11,600 | 11,600 | - |
| 小計 | 11,600 | 11,600 | - |
| 合計 | 11,600 | 11,600 | - |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　(単位：百万円)

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 期首残高 | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 48 |
| 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,419 |

◇収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 委託者報酬 | 57,003百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,273百万円 |
| 成功報酬（注） | 51百万円 |
| その他営業収益 | 219百万円 |
| 合計 | 65,547百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|
| １株当たり純資産額　14,666円31銭<br><br>１株当たり中間純利益　2,745円08銭<br><br>(注)１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。<br>２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br>中間純利益　14,139百万円<br>普通株主に帰属しない金額　―<br>普通株式に係る中間純利益　14,139百万円<br>期中平均株式数　5,150千株 |

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと

して内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

＊2022年1月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

＊2022年1月末現在

(3)投資顧問会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| ブラックロック・ジャパン株式会社 | 3,120百万円 | 「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。 |

＊2021年9月末現在

## 2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務※、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

※一般コースのみを取り扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行ないません。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

## 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|---|---|
| 2021年 4月15日 | 有価証券報告書 |
| 2021年10月15日 | 半期報告書 |
| 2021年12月 3日 | 有価証券届出書 |

# 独立監査人の監査報告書

２０２１年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀　井　　純　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　　真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの第６２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の監査報告書

２０２２年3月１８日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　志　保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第1回 野村短期公社債ファンドの２０２１年1月２０日から２０２２年1月１９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第1回 野村短期公社債ファンドの２０２２年1月１９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

(注)　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１１月２４日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原　　尚 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　真太郎 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第６３期事業年度の中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

**断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**

**中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。**